

第2 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部改正等について

1 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部改正について

(1) 改正の主旨

現行の目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（以下「協議会規則」という。）には、協議会規則の施行に関する委任規定はなく、国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「運営協議会」という。）の運営に関して確認すべき事項が発生した際には、その都度、会長が委員に図りながら進めている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大による対応として、運営協議会を通常の委員が一堂に会する対面による会議ではなく、書面による会議開催とした。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は未だ終息の見通しは立たず、緊急事態宣言の再発出、その延長がなされ、引き続き感染拡大に対応している状況である。

この状況を踏まえ、今後、感染症の感染拡大などの非常事態が発生し、委員が一堂に会して会議を開催することが困難となった状況で、書面会議等の特例的な方法による会議開催での対応が必要となった場合においても、迅速かつ円滑に対応できるよう、協議会規則中に「規則の施行に関する委任規定」を設けることとする。

この委任規定に基づき、会長が運営協議会の運営に関する規程を新たに制定し、書面会議の開催方法等を定めることとする。また、会議の傍聴等に関する事務手続きなどについて、合わせて定めることとする。

(2) 改正の内容

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正する規則（案）

現行規則第8条の次に次の一条を加える。

（委任）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

2 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会運営規程の制定について

改正後の協議会規則第9条に基づき、運営協議会会長が協議会の運営に関する規程を定める。運営規程として想定している主な内容は、次のとおり。

会議の方法：運営協議会は、委員が一堂に会して対面により行うことを基本とするが、今般の感染症の感染拡大等の特別な事情により、これが困難な場合は、会長の判断により書面等の方法による会議を開催することができること。

書面会議：書面開催を行う場合の手順を予め定める。開催判断を会長権限とすること以外は、基本的には今回の書面開催と同様の流れを想定。

その他：「会議の公開」や「傍聴」に関する手続きや取扱い（傍聴人は会議の秩序を乱したり、妨害をしてはならず、これを守らない者には退場を求めることなど）、「庶務」（国保年金課を事務局として位置付けること）等